告示

○国土交通省告示第千百七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一の四の2を次のように改める。

2　次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一)　審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続終結の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。）

(二)　審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無（平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。）

第一の四の6の次に次の二号を加える。

7　審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8　審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。）。）

第二の四の2を次のように改める。

2　次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一)　第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二)　第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

第二の四の6の次に次の二号を加える。

7　第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

8　第一の四の8に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格による登録の有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

別表第七から別表第十一までを一号ずつ繰り下げ、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第二の四の2関係）

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無
(1)	無
(2)	有

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十三の次に次の二表を加える。

別表第十三（第二の四の7関係）

区分	建設機械の所有及びリース台数
(1)	15台以上
(2)	14台
(3)	13台
(4)	12台
(5)	11台
(6)	10台
(7)	9台
(8)	8台
(9)	7台
(10)	6台
(11)	5台
(12)	4台
(13)	3台
(14)	2台
(15)	1台
(16)	0台

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十四（第二の四の8関係）

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録状況
(1)	第9001号及び第14001号の登録
(2)	第9001号の登録
(3)	第14001号の登録
(4)	無

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。